

令和3年10月1日

自動車局安全政策課

自動車事故対策費補助金の2次募集の申請受付を開始 ～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して自動車事故対策費補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の2次募集申請受付を以下のとおり開始いたします。

1. 実施する補助事業(詳細は別紙参照)

- (1) 運行管理の高度化に対する支援
- (2) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援(申請受付中)
- (3) 社内安全教育の実施に対する支援

2. 補助事業の内容

申請方法等制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の申請受付場所・受付期間

- 申請受付場所:最寄りの地方運輸局、地方運輸支局等
- 申請受付期間:別紙参照

4. 留意点

申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

自動車局安全政策課 村井、奥山

TEL:03-5253-8111(内線 41623、41624)

令和3年度事故防止対策支援推進事業において実施する補助事業

(1) 運行管理の高度化に対する支援

① 受付期間: (2次募集) 令和3年10月4日～令和3年11月30日

② 補助対象機器: デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーであって、国土交通大臣が選定したもの

③ 補助率: 取得に対する経費の1/3

④ 補助限度額(機器1台あたり)

○ デジタル式運行記録計

車載器: 3万円 事務所機器: 10万円

○ 映像記録型ドライブレコーダー

車載器: 2万円(一部2.5万円) カメラ: 5千円 事務所機器: 3万円

⑤ 1事業者あたりの上限額: 80万円

(2) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援(申請受付中)

① 受付期間: 令和3年8月16日～令和3年11月30日

② 補助対象機器: 下記の機器であって、国土交通大臣が選定したもの

○ ITを活用した遠隔地における点呼機器

○ 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器

○ 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器

○ 運行中の運行管理機器

③ 補助率: 取得に対する経費の1/2

④ 補助限度額: 一部の機器に1台あたりの上限あり(詳細につきましてはHP参照)

⑤ 1事業者あたりの上限額: 80万円

(3) 社内安全教育の実施に対する支援

① 受付期間: (2次募集) 令和3年10月4日～令和3年11月30日

② 補助対象コンサルティング: 国土交通大臣が認定したコンサルティングメニュー

③ 補助率: コンサルティング利用に対する経費の1/3

④ 1事業者あたりの上限額: 100万円

※ 運行管理の高度化及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援の補助対象は、令和3年4月1日以降に導入したものが対象となります。